

独立行政法人国際協力機構 2018 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」。）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」。）の中期計画に基づく 2018 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」。）を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

開発協力大綱に掲げられる重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定及び繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現するため、それぞれの開発課題に対して以下の取組を行う。その際、日本の経験や機構の開発協力の経験をいかすとともに、国内外での連携を通じて課題解決に向けた多様な力を動員する。また、開発のインパクトを増大するため、多様化、複雑化、広範化している開発課題に対する有効な解決策の提示や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応に必要なイノベーションを図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する。

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域の実現に貢献するため、土地利用計画及びインフラ整備計画を含むマスタープラン（MP）の策定等に取り組む。その際、対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりや、公共交通志向型都市開発を支援する。また、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制を構築するとともに、都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進する。
- ・ 地域の個性をいかし住民のニーズに応えたまちづくりを進めるため、地域コミュニティを基盤としたまちづくりアプローチを事業の中で展開する方策を検討する。

イ 運輸交通・ICT

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋戦略」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや ICT 環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靱性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。
- ・ 特に、都市化の進んだ地域の居住環境の改善に向け、日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）技術を活用した交通渋滞緩和や

交通安全に資する取組を東南アジアや南アジア地域等で活用する。また、東南アジア地域を中心に、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」事業との連携し、道路アセットマネジメントを包括的に支援する。

- ・ 各国で新たな都市鉄道システムの導入を検討する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性や持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性等を検討し、安全・安心な鉄道サービスの実現に向けた人材育成を支援する。また、インドにおける高速鉄道事業では、設計、組織整備、人材育成、技術基準策定を支援する。
- ・ 港湾や空港の運営・維持管理体制の強化を支援する。その際、技術協力事業等への本邦の港湾運送事業者等の参画を図る。
- ・ 島しょ国や僻地で緊急時も含めて情報通信サービスを安定的に提供するため、情報通信システムの構築と強化に向けた支援に取り組む。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ パリ協定や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、安定的で質の高い電力供給とアクセスの向上に向けた事業を実施する。その際、気候変動対策にも配慮し、各国の将来的な電源構成の変化を見据えたMPの策定・見直しや電力システムの高効率化、地熱等の再生可能エネルギーの導入、太陽光・風力発電等の変動電源の大量導入により対策が必要となるシステムの安定化に新技術の活用も検討しつつ取り組む。
- ・ 特に、「第6回アフリカ開発会議（TICAD VI：The sixth Tokyo International Conference on African Development）」を踏まえ、地熱開発の試掘支援の実施とモニタリング、アフリカ東部パワープールのガス火力発電や送配電システムの拡充、効率的な運営・維持管理の実現のためのIoT（Internet of Things）活用に向けた人材育成を行う。
- ・ 「ハイブリッド・アイランドプログラム」では、大洋州地域における広域支援の継続を含め、島しょ地域での安定的な電力供給と燃料消費削減を両立が可能な再生可能エネルギーの導入を含む電力システムの最適化を支援する。また、
- ・ 「資源の絆プログラム」では、国内の産学官のネットワークを最大限に活用し、資源関連の研修や帰国研修員に対するフォローアップを行う。

エ 民間セクター開発

- ・ TICAD VI等の公約達成、及び本邦企業の海外展開にも貢献するため、産業振興政策の立案及び実施能力の向上、投資促進、産業人材育成に資する高等教育機関の能力向上や育成拠点となる機関の機能及びネットワークの強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、「Innovative Asia 事業」や「アフリカのための産業人材育成（ABE：Africa Business Education）イニシアティブ」を通じて、本邦大学での教育及び本邦企業での実務研修を行う。また、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD：New Partnership for African Development）事務局との

協力による「カイゼン・イニシアティブ」を通じ、ABE イニシアティブの帰国研修員や提案型事業のパートナーとなる起業家・中小企業を包括的に支援する枠組みを構築するほか、アフリカとアジア・中南米地域の生産性機関とのネットワークを構築する。

- ・ 日本センターも活用しつつ、投資促進と産業振興に一体的に取り組むことにより、本邦企業と現地企業のリンケージを強化する。また、海外直接投資促進のためのアドバイザー派遣を通じて本邦企業に現地情報を発信するとともに、日本センターの修了生が所属する企業と本邦企業のビジネス交流活動を支援する。

オ 農林水産業振興

- ・ TICAD VI の公約達成に貢献するため、「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」アプローチを活用した農業普及事業の相手国の実践支援を通じて技術指導者及び小規模農家を育成する。また、広域セミナーを通じて開発途上地域及びドナー関係者と SHEP アプローチを共有する。
- ・ 農家の収入向上や開発途上地域の農産品輸出促進の実現を目指し、フードバリューチェーン（FVC）の改善や農産物の付加価値向上を支援する。特に、ASEAN 事務局と連携して ASEAN 地域の広域 FVC 強化プログラムの構築に向けた研修等を実施する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 健全な政府財政や金融市場等の基盤の実現や開発途上地域の国内資金動員の実現に向けた事業を実施する。また、開発途上地域のニーズに幅広く対応するため、国内関係省庁や国際機関と連携し、金融及び公共財政管理分野の研修を実施する。
- ・ 特に、アジア地域において日本の知見を活用した証券市場整備等の金融分野に関する支援を拡充するとともに、ASEAN 地域において通関システムの拡充、運用改善による貿易円滑化を支援する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえつつ、アフリカ地域におけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の域内マニュアルの普及促進及び国境管理強化を支援する。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

- ・ 「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」及び「UHC 東京宣言」等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めた UHC の実現や非感染症対策の強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、第三国と連携した国際研修を実施するとともに、国際会議等で優良事例を発信する。また、効果的な非感染症対策策を実施するための保健システム強化や人材育成に引き続き取り組む。

イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守を促進する。加えて、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行う。
- ・ 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病予防管理センターと連携し、地域ラボやサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、実施中の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成、IHRの履行状況等に係る合同外部評価への専門家派遣等の「世界保健安全保障アジェンダ」との連携を強化する。

ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上に向け、母子手帳国際会議を通じた各国の持つ知見の共有を支援する。
- ・ 世界保健機関（WHO）とともに、母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知するとともに、各国のニーズに応じた国内ガイドライン策定を支援する。

エ 栄養の改善

- ・ 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。また、アフリカにおいては「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」を推進し、栄養改善に向けた分野横断的な事業に取り組む。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等に引き続き取り組むとともに、機構の民間提案型事業への応募勧奨を行う。
- ・ IFNAに公式に参加表明した全ての国において、当該国によるIFNAを通じた取組方針（ICSA：IFNA Country Strategy for Actions）の策定を支援する。また、2019年のG20及びTICAD VIIでの事例発表を見据えつつ栄養改善事業に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、アジア地域における上水道事業及び水道事業体の経営改善に係る支援を強化する。具体的には、制度整備等のガバナンス強化を含む技術協力事業や留学制度を活用した事業、及び自治体との連携強化等を通じた日本の知見

の活用を通じ、開発効果のスケールアップに取り組む。

- ・ アフリカ地域の都市化に対応した都市給水やサブサハラアフリカの村落部を対象とした安全な水へのアクセス改善のための事業を実施する。
- ・ 東京で開催される国際水協会世界会議において、大都市における効果的な水利用・水資源管理等に関する機構事業から得られた知見等を発信する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」にも貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を実施する。また、アフリカ地域では、子どもの読み書きや算数スキル向上のための事業を実施する。
- ・ インパクト評価の実施及びそこから得られたエビデンスの活用を通じて子どもの学びの改善を効果的に実現する方策を検討し、その結果を国内外に発信する。特に、国際的に評価の高い研究ネットワーク及び教育 NGO との連携を進め、シンポジウムの開催や基礎学力向上のための共同モデルの開発に取り組む。

キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT)」の取組にも留意し、外部関係機関等との連携を強化しつつ、日本の経験をいかした開発途上地域の体育科教育への支援や、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族間の緊張緩和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、SDGs への貢献を目指した新たな協力方針を策定するとともに、東京オリンピック・パラリンピック参加国の関係機関等の能力強化に貢献する。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者の開発プロセスの参加促進に係る取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修を引き続き実施する。
- ・ 特に、インドネシアの社会保険実施能力強化やタイで高齢者のための地域包括ケアサービスの改善に向けた事業を実施する。また、アジアにおける高齢化社会への対応に向けたアジア開発銀行 (ADB) との協力覚書に係る合同モニタリングを実施する。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえつつ、民事法や経済法を中心とした法制度の整備及び確立、立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放

送の機能強化等に向けた事業を実施する。

- ・ 特に、法整備に関しては、東南アジア地域を中心とした重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を行うとともに、TICAD VII への貢献も念頭に、アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援方針を取りまとめる。加えて、法整備への支援意義の理解を促進するための書籍を出版する。
- ・ 東南アジア地域での中央政府幹部・公務員人材の育成やバングラデシュでの中央政府の説明責任能力の向上及び公共投資管理システムの整備等を支援する。また、アフリカ及び中米カリブ地域で地方行政の人材育成、計画策定及び事業実施能力の強化を支援する。

イ 平和と安定、安全の確保

- ・ 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を実施する。特に、ウガンダにおける難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等を支援する。さらに、2018年に難民に関するグローバルコンパクトの締結が予定されていることを踏まえ、国際機関とも連携しつつ機構の取組を人道と開発をつなぐ重要な事例として発信する。
- ・ 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。特に、アジア地域で地域警察制度の普及に向けた事業を実施するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を実施する。加えて、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力事業を引き続き実施する。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ パリ協定を始めとする気候変動に係る国際枠組みにも貢献するため、開発途上地域の低炭素かつ気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。また、事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ、事業計画に必要な応じて気候変動対策を組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。
- ・ 特に、各国の「自国の貢献（NDC：Nationally Determined Contributions）」の作成、改善、実施に係る能力開発を支援する。また、2017年に機構が認証機関となった「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」の活用に向け、制度設計及び事業形成を推進する。
- ・ ポーランド・カトヴィツェで開催される国連気候変動枠組条約の第24回締約国会議（COP23）でサイドイベントを開催し、機構の気候変動分野の支援実績や協力方針を発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- ・ 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進に向けた事業を実施するとともに、

開発途上国や国際社会での防災の主流化を推進する。また、災害発生時にはとともに、切れ目のない支援を行うべく、迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し、関係者間で共有する。その際、より良い復興（BBB:Build Back Better）の概念を被災国と共有する。

- ・ 特に、「仙台防災協力イニシアティブ」の目標達成のため、防災行政官と実務者を育成する。また、防災機関のネットワーキング等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、その成果を発信する。また、ネパールでは、BBB の概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた震災からの復興を支援する。

ウ 自然環境保全

- ・ 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施する。特に、REDD+をはじめとする民間企業との連携を推進するため、官民プラットフォームの活用、新たな官民連携事業の形成及び事業のスケールアップ等のための外部資金（中央アフリカ森林イニシアティブ等）の活用を促進する。
- ・ TICAD VII に向け、機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組みを通じ、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施、研修、知識共有のための SNS を使った発信等を行う。これにより、同イニシアティブ参加国の砂漠化対処に係る人材の育成、知見の共有及びネットワーク強化、開発資金へのアクセスの促進支援等に取り組む。
- ・ 持続的森林保全及び森林ガバナンス向上のため、関係機関との連携等を進め、衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの活用を促進する。
- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、グリーン経済の推進、環境社会配慮の強化、沿岸域における自然環境保全の強化を支援する。

エ 環境管理

- ・ 都市部の住環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び能力強化に向けて、日本の政府・自治体や本邦企業の知見・技術をいかした事業を実施する。
- ・ 特に、3R（Reduce, Reuse, Recycle）推進に向けて、「第 8 回太平洋・島サミット（PALM8）」を見据えた事業及び「3R プラス Return」に係る支援に取り組む。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の年次会合等で加盟 28 か国、ドナー及び企業の間で廃棄物管理の知見の共有と連携を促進。さらに、廃棄物分野の SDGs モニタリングを加盟国で試行し、アフリカに適したモニタリング手法の確立に貢献する。これらを踏まえ、TICAD VII

での発信に向けた支援策を検討する。

- ・ 水質汚濁防止のためには、水環境行政強化、集合処理と分散処理を効果的に組み合わせた汚水処理に係る事業に重点的に取り組む。また、汚水処理率に係る SDG 指標に関し、事業を通じて得られた知見を国際会議等で発信し、国連での SDGs モニタリング手法改善の検討に貢献する。
- ・ 化学物質管理及び大気汚染防止のために、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。

オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）」への貢献を含む持続可能な農業の推進や、水産資源の持続的利用の推進に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、東京で開催する第7回 CARD 総会でアフリカ稲作開発への日本の貢献と CARD の成果を国内外に広く発信するとともに、CARD フェーズ2の実施を合意する。
- ・ アフリカの角地域の6か国程度を干ばつ対策支援の重点とし、干ばつに対するレジリエンスを向上するための協力プログラムを形成する。
- ・ 東カリブ島しょ国地域や大洋州地域で水産資源管理に係る事業に取り組むとともに、アフリカ地域での内水面養殖に係る農民間普及アプローチを複数国で実践する。

(5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、「自由で開かれたインド太平洋戦略」への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEANの一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋戦略」が PALM8 での主要テーマになることを踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援

プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。特に、「日印特別戦略的グローバルパートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ及びチェンナイ・ベンガルール間の大規模回廊開発、インド北東部のインフラ及び植林、コミュニティの能力向上等の社会環境の持続性を高める事業を着実に推進するほか、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「日スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業を実施する。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上、選挙の実施を支援する。特に、バングラデシュ及びパキスタンでの治安維持能力向上支援や、アフガニスタンでの「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」等を通じた支援を推進する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援する。
- ・ 特に、モンゴル向け財政支援等を通じてガバナンス強化を支援するとともに、中央アジアでは高度産業人材の育成や農業分野の支援等、産業多角化に資する事業に取り組む。また、各国で将来指導者となることが期待される若手行政官引き続き育成するとともに、道路、防災等の技術分野における幹部人材の育成対象にも取り組む。
- ・ 域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮しつつ、国際幹線道路やエネルギー効率の高い発電所等の事業を実施する。加えて、今後の支援の戦略性を高めるため、地域のインフラ整備ニーズの情報を収集する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 投資環境整備に資するインフラ整備、防災、気候変動対策及び格差是正を重点領域として支援する。また、留学制度等を活用した人材育成を推進する。
- ・ 特に、米州開発銀行との再生可能エネルギー開発及び省エネルギー促進のための協調融資を推進する。また、中米統合機構（SICA）を通じた地域協力を推進するため、SICA と合意済みの重点 5 分野において地域協力事業に取り組む。加えて、農業、保健分野等でのこれまでの支援実績・経験から得られた有形無形の資産を活用した支援を行う。
- ・ 日系社会と日本の関係強化のために、本邦企業や地方自治体との連携を含む

日系社会連携事業を引き続き行う。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、引き続き、経済構造改革、強靱な保健システムの構築、社会安定化の促進を重点領域として支援を行う。
- ・ 特に、東アフリカ北部回廊、西アフリカ「成長の環」広域開発、ナカラ回廊の3重点回廊においては、完成した回廊開発の戦略的MPに基づき事業を形成・実施するとともに、情報共有の場の設定及び積極的なコンサルテーション等を通じて、本邦企業の事業への参画を促進する。
- ・ 2019年のTICAD VIIに向け、日本政府、民間企業等のアクターとの意見交換を通じて実現性の高い機構の貢献策の案を取りまとめ、日本政府に提言する。

カ 中東・欧州地域

- ・ 国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を地域の安定化に必要な重点領域として支援する。
- ・ 特に、伊勢志摩サミット、難民及び移民に関する国連サミットの公約の最終年度であることも踏まえ、シリア難民留学生受入事業の継続、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム(J-TRaC)」の派遣等を通じた支援及び欧州地域を含めた難民受入ホストコミュニティに裨益する支援を実施する。また、日本の技術も活用し、紛争で破壊された地域を含めたインフラ整備に取り組む。さらに、日本式教育の導入を見据え、留学制度、技術協力、資金協力等を活用した包括的な教育支援に取り組む。

国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

- ・ 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、SDGs ビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施する。
- ・ 「国際展開戦略」等の実施に向け、経協インフラ会議等に対して必要な情報を提供する。また、日本政府の政策的な優先度及び民間企業等のニーズを踏まえ、機構の民間連携に関する制度改善にも取り組む。加えて、開発途上地域における開発効果が高く、本邦企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。特に、開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、開発課題現

地ニーズ等の情報を提供する。

- ・ 提案型事業について、応募者側の手続きの簡素化を含む制度改善を行う。また、日本政府の重要政策に合致した案件形成に向けて、質の高いインフラ整備技術や、地域産業を集積した海外展開に係る提案型事業の枠を新たに設ける。
- ・ ネットワークを活用地方自治体、大学、他の支援機関（日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、地方銀行等）との連携を強化し、新規企業の発掘や提案型事業への応募促進に向けたセミナー等を共同開催する。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

- ・ 開発途上地域のニーズと日本の人材リソースを一体的に捉え、開発課題に沿ったボランティア事業を実施する。特に、相手国からの要請に適切に対応するため、募集時に案件の目的、活動内容、必要な資格・経験等をより明確に示す。また、評価ガイドラインの策定等を通じた業務フロー全体のPDCAサイクルの強化や、技術協力事業等と連携した活動への支援を強化する。さらに、ウェブを活用した戦略的な募集・広報、募集説明会の実施方法を見直し、広報業務等の事務の合理化を進める。
- ・ 多様な人材の参加機会の提供と効果的な人材確保のため、民間企業を含む多様な担い手との連携を進めるとともに、関係省庁・団体との推進と連携を強化する。加えて、現職参加制度によるこれまでの成果を広く発信するとともに、有識者等からの意見を聴取して制度改善を検討する
- ・ ボランティア事業や国際協力に対する一層の理解と支援を得るため、開発途上地域での活動や帰国後の社会還元の好事例を発信する。特に、帰国隊員の各県での社会還元事例及び民間連携ボランティアの復職後の効果を発信する。また、帰国後の状況をより適時に把握して必要な支援を提供するため、帰国ボランティアの進路状況調査の実施方法を見直す。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の好事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、都道府県庁等との対話を通じて、自治体の開発協力への参画や連携を促進する。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

- ・ NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO と機構の対話を促進し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募、実施に至るまでの活動促進するための適切なコ

ンサルテーションを行う。

- ・ 特に、これまで機構の事業に関与のなかった国内課題を取り扱う NGO/CSO や中小規模の NGO や公益法人等を含め、多様なアクターの国際協力活動への新規参加の拡大を促すとともに、機構内外での議論を踏まえ、NGO/CSO の有する知見等の強みをいかした草の根技術協力事業の事例を蓄積・発信する。

エ 大学・研究機関

- ・ 国内の大学との関係強化により JICA 開発大学院連携を立ち上げ、開発途上地域の将来の発展を担う開発政策を立案・実施できる中核人材の育成のため、日本の大学で専門的な知見を学ぶ機会を提供するとともに、日本理解を推進するための取組を強化する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、事業成果の他の事業形態に展開をする。

オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、開発教育や国際理解教育の裾野を拡大するための取組を文部科学省、教育機関、NGO 等と連携して行う。特に、特に、教員向けのプログラムをより効果的・効率的に実施するために改善する。
- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発協力への理解を促進する。特に、機構の各種事業及び国際理解教育や開発教育関係者との連携を通じ、地球ひろばの展示をより広く学校教育現場で活用する。

事業実施基盤の強化

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- ・ 開発途上地域の開発課題や機構の活動及び成果を国内外国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協カイベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。
- ・ 特に、明治 150 年を意識した日本の近代化の経験、外交周年行事が多い中南米地域や太平洋・島サミットが開催される大洋州地域との協力関係等に関連する発信に取り組む。
- ・ 機構のアカウンタビリティの向上及び事業への理解促進に向け、利用者の利便性向上に向けて機構のウェブサイトの見直しを継続するとともに、ODA 見える化サイトを迅速に更新する。

イ 事業評価

- ・ PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果を迅速かつわかり易く公開、発信する。
- ・ 事業評価から得られる教訓を事業改善や効果向上に活用するため、協力方針策定や事業実施等にフィードバックするとともに、評価結果の横断分析、統計分析、プロセスの分析及び標準的指標例の改訂等を引き続き実施する。特に、「根拠に基づく政策立案（EBPM）」を推進する。
- ・ 事業評価の実施基盤の強化と質の向上のため、国際機関、国内外の大学、NGO 及び民間企業等と、事業評価の実施や分析及び教訓の共有化等について協働する。また、職員の評価能力の向上に取り組むとともに、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ 協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保のため、能力強化研修を行う。特に、持続可能な開発のために、都市開発や気候変動等の課題を踏まえた能力強化研修のコースを拡充する。
- ・ 開発協力人材の裾野拡大を目指し、コンテンツの拡充や掲載情報の多様化を通じて国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」による情報発信を強化する。特に、若年層への情報発信やキャリア支援に重点的に取り組む。

エ 知的基盤の強化

- ・ SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研究を、新たな開発ニーズにも柔軟に対応しつつ実施し、研究成果を事業にフィードバックする。特に、中国等の新興国の開発協力、日本の開発協力の歴史、アジア地域のインフラ需要推計、質の高い成長、留学生の途上国開発へのインパクト、人間の安全保障等に関する研究を行う。
- ・ 国内外の研究者及び研究機関等とのネットワークの充実により、研究事業の質の向上と発信の強化を図り、あわせて研究事業を通じた機構の人材育成にも貢献する。
- ・ ワーキング・ペーパー、ポリシーブリーフ及び書籍の発刊、ウェブサイトの活用並びに学術誌への投稿を通じて研究成果を公開する。主催・共催するシンポジウム、セミナー及び国際会議等の場を活用し、国際機関、研究機関、政策担当者及び援助実務者に対して、研究成果を発信する。

オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準を維持するための研修及び訓練プログラムの見直しと資機材整備を推進するとともに、登録要員の能力の維持と向上のための研修及び訓練を実施する。また、搜索及び救助や災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組みに参画し、日本の緊急援助の経験及び知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持する。
- ・ 特に、国際搜索救助諮問グループ地域議長及び WHO 緊急医療チームの地域

副議長として、アジア太平洋地域のネットワークの強化に取り組む。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア 実施体制の整備

- ・ 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運用運営の状況をレビューしつつ、今後の体制を検討する。特に、国内拠点の体制強化に向けた施策を実施する。
- ・ 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議、International Advisory Board を継続的に開催する。
- ・ 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類の継続的に見直す。また、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。

イ 業務基盤の強化

- ・ 業務の質の向上や業務軽量化のために新たに整備する機構内の情報共有基盤を安定的に運用する。また、同基盤の効果的な活用促進と円滑な利用開始のため、継続的に利用者向けの研修を実施する。さらに、在外拠点とのコミュニケーションの効率化に向けて情報通信網を維持し整備する。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比1.4%以上の効率化を達成する。

イ 人件費管理の適正化

- ・ 事務・事業を効果的、効率的に執行するため、適正な人員配置のあり方や職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しを検討する。
- ・ 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮したうえで厳格に検証して給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- ・ 詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。また、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効に利活用する。

エ 調達の合理化・適正化

- ・ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づ

く取組を確実に実施する。

- ・ 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性・公平性・競争性の向上に引き続き取り組む。
- ・ 適正な調達を継続的に行うため、職員の事務能力を強化に向けた研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を強化する。

3. 財務内容の改善に関する事項

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6. に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき事業の質の確保に留意して、実施体制の整備を含め、一層適正な予算執行管理を行う。また、前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析する。
- ・ 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策に関する事項

- ・ 国際協力事業関係者の安全確保のため、「国際協力事業安全対策会議最終報告（2016年8月）」や国際情勢の分析結果を踏まえて安全対策の強化に取り組む。
- ・ 特に、安全管理に従事する人材の能力強化や在外拠点のさらなる態勢強化、脅威情報の収集・分析能力の高度化及び脅威度の高い国・地域を対象とした事業における計画段階からの安全対策の強化を着実に推進する。
- ・ 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性、インパクトの向上

- ・ 国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた JICA 国別分析ペーパーを策定または改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。
- ・ 開発課題や地域の抱える課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、事業の質と戦略性を強化する。特に、策定した事業戦略を事業形成や実施にも活用する。
- ・ SDGs への貢献を明確化するため、SDGs に向けた対応を記載したポジションペーパー等に基づき、重点的に取り組む協力プログラム等を選定し、その内容や成果を国際的に発信する。また、SDGs ゴールごとの事業統計データの抽出及び分析等を通じ、事業実施状況のモニタリングを強化する。

イ 効果・効率性の向上

- ・ 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。
- ・ 技術協力については、上記や留学制度を活用した人材育成の推進のための制度や運用の改善や導入に引き続き取り組む。また、帰国研修員による各国でのネットワークの強化や活動の活性化に引き続き取り組む。
- ・ 有償資金協力については、質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた円借款の迅速化等の施策を引き続き実施する。
- ・ 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の定着及びモニタリングを促進する。
- ・ SDGs達成に向けたパートナーシップの構築や革新的な開発手法等に係る知見を機構内で蓄積、共有し、更なる取組を促進するため、ナレッジマネジメントネットワークを推進する。

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信

- ・ 国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本の考え方を踏まえ知見及び経験等を発信する。特に、SDGsの実施、開発資金及び2018年度に予定されている主要国際会議（特に、パリで開催予定のIMF世銀総会、国連南南協力会議（BAPA+40）等）における議論に貢献する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 重要課題（UHC・栄養、インフラ、難民等）に係る事業や共同発信を効果的に実施するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を通じた連携を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組みをより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。

(3) 開発協力の適正性の確保

ア 環境社会配慮

- ・ 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実にを行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充するとともに、研修業務をより効果的・効率的に行うため、コンサルタントや大学等への外部委託化を実施する。
- ・ 環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討と改定を目的として、外部関係者の意見を踏まえてガイドラインの運用実態を確認し、結果を公開する。

イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

- ・ 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の選定、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。その際、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議 1325 号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び日本政府も拠出する「女性起業家資金イニシアティブ」等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。

ウ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口を適切に運用し、不正行為等に関する情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。

(4) 内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

- ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改正するとともに、研修等により機構内に浸透させる。

イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

- ・ リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析、評価結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。
- ・ 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

- ・ 機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告する。
- ・ 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- ・ 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して適切に対処する。

オ 内部監査の実施

- ・ 内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

- ・ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ規程等を確実に運用する。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画のレビューを通じて、情報セキュリティに係る組織的対応能力を向上させる。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・ EU 一般データ保護規則に対応するべく、個人情報保護を推進する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

7. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

【理由】

- ・ 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- ・ 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

- ・ 効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 2.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を継続する。
- ・ 職員等の能力強化と生産性の向上のため、特定の業務に精通した職員（特定職）の活躍の幅を広げるべく制度改善に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化、研修実施を通じた現地職員の能力開発、職員のキャリア開発

にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルテーション、他機関への出向等を実施する。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項
(機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項)

- ・ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
- ・ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

以上

(別紙) 指標一覧

(別表) 予算、収支計画、支出計画

指標一覧

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 1-6 ¹ 】 ABE イニシアティブ及び Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等）	
➤ ABE イニシアティブ	135 人
➤ Innovative Asia	70 人
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 2-3】 機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	44 万人
【指標 2-8】 学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	350 万人
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
【指標 3-4】 中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	5,000 人
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	
【指標 4-3】 防災分野に係る育成人材数	8,000 人
(5) 地域の重点取組	
【指標 5-2】 2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人
【指標 5-3】 TICAD VI 公約達成のための、アフリカにおける育成人材数	350 万人
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
【指標 6-5】 開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	1,200 件
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
【指標 7-4】 ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	1,200 件
(8) 事業実施基盤の強化	
【指標 8-2】 プレスリリース発出数	50 件
【指標 8-3】 フェイスブック投稿数	350 件
【指標 8-4】 ODA 見える化サイト掲載案件の更新数	500 案件
【指標 8-7】 PARTNER 新規登録人数	2,000 人
【指標 8-10】 国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	150 人

¹ 指標の番号は中期目標（第4期）（2017～2021年度）の指標番号を指す（以下同様）。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	
【指標 9-2】新情報共有基盤システムの研修実績回数	12 件
(2) 業務運営の効率化、適正化	
【指標 10-1】一般管理費及び業務経費の効率化	対前年度比 1.4%以上
【指標 10-4】有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件
4. 安全対策に関する事項	
【指標 12-3】事業関係者等の安全対策研修の受講者数（テロ対策研修受講者数を含む）	3,000 人（うち、テロ対策実技研修 600 人）
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進	
【指標 13-3】SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	6 件
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	
【指標 14-2】参加・発信した国際会議の数	66 件
(3) 開発協力の適正性の確保	
【指標 15-4】機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上
(4) 内部統制の強化	
【指標 16-2】内部統制のモニタリング実施回数	2 回

予算

別表 1

(単位：百万円)

区別		開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入	運営費交付金収入	102,833	7,953	24,253	5,123	9,603	149,764
	施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	862	862
	事業収入	237	-	21	-	-	258
	受託収入	68	-	5	-	-	73
	寄附金収入	-	-	18	-	-	18
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	619	496	413	2	-	1,530
	計	103,757	8,449	24,709	5,125	10,465	152,504
支出	業務経費	103,689	8,449	24,687	5,125	-	141,949
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	103,689	8,449	24,687	4,245	-	141,069
	施設整備費	-	-	-	-	862	862
	受託経費	68	-	5	-	-	73
	寄附金事業費	-	-	18	-	-	18
	一般管理費	-	-	-	-	9,603	9,603
	計	103,757	8,449	24,709	5,125	10,465	152,504

[人件費の見積り]

14,151百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費のうち、2018年度の地域別の予算内訳は以下のとおり。

	東南アジア・ 大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界・その他
「開発協力の重点課題」 業務経費内訳	28,985	4,990	10,731	8,109	30,301	11,810	8,763

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

収支計画

別表 2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	103,757	8,449	24,709	5,125	9,695	151,734
経常費用	103,757	8,449	24,709	5,125	9,695	151,734
業務経費	103,689	8,449	24,687	5,125	-	141,949
(うち特別業務費を除いた業務経費)	103,689	8,449	24,687	4,245	-	141,069
受託経費	68	-	5	-	-	73
寄附金事業費	-	-	18	-	-	18
一般管理費	-	-	-	-	9,128	9,128
減価償却費	-	-	-	-	567	567
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-
収益の部	103,138	7,953	24,296	5,123	9,695	150,204
経常収益	103,130	7,953	24,295	5,123	9,695	150,196
運営費交付金収益	102,833	7,953	24,253	5,123	9,128	149,289
事業収入	230	-	20	-	-	250
受託収入	68	-	5	-	-	73
寄附金収入	-	-	18	-	-	18
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	567	567
財務収益	7	-	1	-	-	8
受取利息	7	-	1	-	-	8
臨時収益	-	-	-	-	-	-
純利益 (▲純損失)	▲619	▲496	▲413	▲2	-	▲1,530
前中期目標期間繰越積立金取崩額	619	496	413	2	-	1,530
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	106,848	8,645	24,872	5,127	28,464	173,956
業務活動による支出	103,757	8,449	24,709	5,125	9,128	151,167
業務経費	103,689	8,449	24,687	5,125	-	141,949
(うち特別業務費を除いた業務経費)	103,689	8,449	24,687	4,245	-	141,069
受託経費	68	-	5	-	-	73
寄附金事業費	-	-	18	-	-	18
一般管理費	-	-	-	-	9,128	9,128
投資活動による支出	-	-	-	-	1,337	1,337
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	1,337	1,337
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	3,091	196	163	2	17,999	21,452
資金収入	106,848	8,645	24,872	5,127	28,464	173,956
業務活動による収入	103,138	7,953	24,296	5,123	9,603	150,112
運営費交付金による収入	102,833	7,953	24,253	5,123	9,603	149,764
事業収入	237	-	21	-	-	258
受託収入	68	-	5	-	-	73
寄附金収入	-	-	18	-	-	18
投資活動による収入	33	-	-	-	709	742
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	709	709
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	33	-	-	-	-	33
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	3,677	692	576	4	18,152	23,102

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。